

グリーンボンド / グリーンボンド・プログラム 外部レビューフォーム

セクション1. 基本情報

発行体名:	イオンプロダクトファイナンス株式会社
グリーンボンド又は フレームワークの名 称	信託受益権202007(契約番号210252) A号優先受益権・メザニンI-1受益権・メザニンI-2受益権・メザニン II 受 益権・劣後受益権
外部レビュー者名:	株式会社 日本格付研究所
本フォーム記入日:	2020年7月31日
レビュー公表日:	2020年7月31日
2クション 2. レビューの レビュー対象 本レビューでは、以下の要素につい)概要 で審査し、グリーンボンド原則との適合性を確認した。:
X 資金使途	X プロジェクトの評価と選定プロセス
X 資金管理	X レポーティング
ROLE(S) OF Independe	nt External REVIEW PROVIDER
セカンドオピニオン	認証
検証	X スコアリング/格付け
その他:	

注:複数のレビュー、異なる提供者がいる場合、レビューごとに個別のレビューフォームを提供してください。

レビューのサマリー 及び 評価レポート全文へのURLリンク

本件のオリジネーターであるイオンプロダクトファイナンス株式会社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社の連結子会社である。2013年5月にイオンフィナンシャルサービスグループの一員となった。イオンフィナンシャルサービスグループの中では、個品割賦を取り扱う会社として位置づけられている。

イオンプロダクトファイナンスは、イオンフィナンシャルサービスとともにイオングループの一員としてCSRに係るビジネスの推進を強化するとしている。イオンにおいては、「イオン サステナビリティ基本方針」において脱炭素社会の実現をかかげており、「イオン 脱炭素ビジョン2050」などを具体的な目標として環境に貢献しうる活動を行っている。今般の評価対象は、イオンプロダクトファイナンスが顧客に対して実行するリフォームローンおよびソーラーローンを裏付けとして、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として組成される信託受益権のうちの一部である。イオンプロダクトファイナンスは、リフォームローン、ソーラーローンおよび金銭を三菱UFJ信託銀行に信託し、A号優先受益権、B号優先受益権、メザニンI-1受益権、メザニンI-2受益権、メザニンII 受益権、劣後受益権の交付を受ける。これらの信託受益権は劣後受益権を除いて投資家に譲渡される予定であり、これによって証券化される。

証券化期間中は、顧客から返済されるローンの元利金を原資とし、信託契約によってあらかじめ決められた方法によって、各信託受益権への配当の支払いおよび元本の償還が行われる。

裏付け資産のうち、ソーラーローンはイオンプロダクトファイナンスが個人顧客および法人顧客に対して実行する ローンのうち、太陽光発電システム、蓄電池、オール電化設備等の設置を目的としたものをさし、設置対象となる設備はいずれも省エネ性能の高い設備であることを確認している。また、対象となる設備は、(1) 小規模な太陽光発電システムの設置が中心であり、深刻な環境への負の影響を及ぼす事態は想定されないこと、(2) 工事はイオンプロダクトファイナンスの審査で選定された加盟店によって行われ、ローンの実行に際しては、顧客から工事完了の連絡を確認することから、適切に環境改善効果を発現する蓋然性が高いことにより、環境面で懸念されるリスクが適切に回避されていることを確認した。したがって、今般の資金使途の対象は、再生可能エネルギープロジェクトとして環境改善に資するグリーンプロジェクトであるとJCRは評価している。今般の証券化では、総額約173.8億円の信託受益権が組成され、そのうちA号優先受益権、メザニンI-1受益権、メザニンI-2受益権、メザニンII 受益権、劣後受益権(総額約145.1億円)がグリーンボンド評価対象であり、資金使途をソーラーローンとしている。

本信託受益権の発行代わり金は、信託契約をはじめとした本件に関する諸契約書で定められた方法によって 適切に支払われていることを確認している。また、イオンプロダクトファイナンスがイオングループの一社として、環境 問題を重要な課題と認識し、明確な目標を持って取り組んでいることについても確認した。

以上より、本信託受益権について、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価(資金使途)」を"q1"、「管理・運営・透明性評価」を"m1"とした。この結果、「JCRグリーンボンド評価」を"Green1"とした。

評価レポート全文へのURLリンクは以下をご参照。 https://www.jcr.co.jp/greenfinance/

セクション 3. レビューの詳細

本項目に係るコメント欄:

レビュー者は、できる限り以下の情報を、コメントの枠を使用し、できる限り提供することが推奨される。

1. 資金使途

a.プロジェクトの環境改善効果について	
i. 資金使途の100%が太陽光発電システムお CO2削減効果が期待される。	よび付帯設備の設置を目的としたリフォームローンであり、
ジェクトのうち再生可能エネルギーおよび省エ	省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロ ネルギー(エネルギーの効率化)に該当する。政府のエネ 近革新の一つとして分散型エネルギーシステムの改善、普及
b. 環境に対する負の影響について	
評価の結果、環境への負の影響のある蓋然性	生は低いと判断した。
GBPにおける資金使途の分類:	
X 再生可能エネルギー	エネルギー効率
汚染防止及び管理	生物自然資源及び土地利用に係る環境持続 型管理
陸上及び水生生物の多様性の保全	クリーン輸送
持続可能な水資源および廃水管理	気候変動への対応
高環境効率商品、環境適応商品、環境に 配慮した生産技術及びプロセス	グリーンビルディング
発行時点では明らかでなかったが、現時点においてGBP分類に該当することが予想される、または、まだGBP分類に含まれていないが適格グリーンプロジェクト分野と思われるもの	一その他

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本項目に係るコメント欄:

イオンプロダクトファイナンスは資金使途について、明確な環境面での目標、プロジェクトの選定基準およびプ ロセスを定めている。

当該事項は、JCRによる評価レポートの中で開示されている。

評価と選定

X 発行体の環境面での持続可能性に係る目標が定められている	X 対象事業が選定基準分類に適合していることを 決定するプロセスが文書化されている
X グリーンボンドの資金使途としての適格プロ ジェクト基準が定義され、透明性が確保され	X 事業実施に伴うESGJスクの可能性が特定され、管理されるプロセスが文書化されている
X 事業の評価と選定基準の概要が公表されている	その他
責任及びアカウンタビリティに係る情報	

] 評価・選定基準は外部からのアドヴァイスまた	X	社内で評価している
は検証を受けている		
その他		

3. 調達資金の管理

本項目に係るコメント欄:

本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金は、実質的に裏付け資産の取得に充当される。 裏付け資産の残高は、債務者からの元利金の返済により減少するが、これにともない信託受益権の元本も 償還され減少することを信託契約書により確認している。

また、本証券化によって組成された信託受益権の発行代わり金が実質的に裏付け資産の取得に向けられ ていることは、信託契約書および受益権譲渡契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要 である。

裏付け資産の取得のため信託受益権が交付され、投資家に譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確 に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えら れる。

調達資金の追跡管理:

X グリーンボンドの調達資金は分別管理され、または適切な方法で発行体によって追跡管理されている。
X 未充当資金の一時的運用方法について、開示されている。
その他

追加開示事項:	
新規投資への充当のみ	既存・新規投資両方への充当
個別の支出に充当	X ポートフォリオベースの支出に充当
未充当資金のポートフォリオバランスを開示	その他
4. レポーティング	
本項目に係るコメント欄:	
a. 資金の充当状況に係るレポーティング	の調達した資金は、全額が実質的に裏付け資産の取得に
向かうものとみなされるため、未充当資金にかか	
b. 環境改善効果に係るレポーティング	
ある。今後、イオンプロダクトファイナンスは信託	ついては本評価レポートの評価フェーズ1に記載のとおりで 材産状況報告書内で、ソーラーローンの対象となる太陽 竟改善効果(推定発電量および推定CO2削減量など) る。
資金使途のレポーティング:	
個別プロジェクト・ベース	X プロジェクトのポートフォリオ・ベース
個別債券への紐づけ	その他
レポーティング情報:	
X 充当金額	投資額に占めるグリーンボンドによる資金充当の割合
その他:	
頻度:	
年に一度	半年に一度
X その他: 受託者により作成される信託財産報告	書により月次で報告予定
インパクトレポーティング:	
個別プロジェクト・ベース	X プロジェクトのポートフォリオ・ベース
個別債券への紐づけ	その他
頻度:	
年に一度	半年に一度
X その他: 受託者により作成される信託財産報告	書により月次で報告予定

	直):
X GHG 排出量 / 削減量	エネルギー削減量
水使用削減量	その他ESG指標
88 1 11	
開示方法	
財務諸表における公表	サステイナビリティレポートにおける公表
アドホック(非定期)刊行物における公表	── その他:
X レポーティングの外部レビュー 資金充当状況及びインパクトレポーティングが外間 ビュー対象	部レ
5 8512.6	
有用なリンク	
有用なリンク 株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み	フト http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダク	カト http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/ https://www.jcr.co.jp/greenfinance/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み JCRのグリーンファイナンス評価手法	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み JCRのグリーンファイナンス評価手法 外部レビューを受けた場合、その種類	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/ https://www.jcr.co.jp/greenfinance/
株式会社イオンフィナンシャルサービス(イオンプロダクファイナンスの親会社)のCSRに係る取り組み JCRのグリーンファイナンス評価手法 外部レビューを受けた場合、その種類 ロカンド・オピニオン	http://www.aeonfinancial.co.jp/activity/ https://www.jcr.co.jp/greenfinance/

レビュー提供者: 株式会社 日本格付研究所

公表日: 2020年7月31日

グリーンボンド原則に定められた、独立レビュー業者の役割

- 1. **セカンド・パーティ・オピニオン**: 環境に関する専門知識を持ち、発行体から独立した機関は、セカンド・パーティ・オピニオンを出すことができる。そのような機関は、グリーンボンドフレームワークに関する発行体のアドバイザーからの独立性や、情報障壁など適切な手順を機関内に設け、セカンド・パーティ・オピニオンの独立性を保証することが必要である。セカンド・パーティ・オピニオンは通常グリーンボンド原則への準拠に関する評価を伴い、特に、発行体の包括的な目標、戦略、環境に関する持続可能性に関する方針および(または)プロセスおよび資金使途となるプロジェクトの環境に関する持続可能性の評価が含まれる。
- 2. 検証:発行体は、ビジネスプロセスに関するおよび(または)環境基準についての設定された基準に関する第三者検証を受けることができる。検証は内部または外部基準または発行体による目標に沿っているかにフォーカスする。また、対象資産の環境に関する持続可能な特徴の評価は"検証"と呼ばれ、外部基準を参照することができる。発行体の資金管理、グリーンボンドによる調達資金の配分に関する内部追跡システム、環境へのインパクトまたは、グリーンボンド原則への準拠に関する保証または証明も"検証"と呼ぶことができる。
- 3. **認証**:発行体は、グリーンボンドフレームワークに関連したグリーンボンドまたは資金使途は、認識されている外部グリーン標準・ラベルの認証を受けることができる。標準またはラベルは、特定の基準を定義し、その定義は認証基準に沿っているかを証明できる能力を有し、認定された第三者機関によって、その基準に沿っているかどうかを検査される。
- 4. グリーンボンドスコアリング・レーティング:発行体は、グリーンボンドフレームワークに関連したグリーンボンドまたは資金使途は、スコアリング・レーティング手法を有している専門調査会社や格付機関といった第三者によって評価もしくは調査されることができる。成果物は、環境改善のデータ、グリーンボンド原則に準じたプロセスまたはその他2度目標などのベンチマークにフォーカスしたものが考えられる。スコアリング・レーティングは、重要な環境リスクを反映しているとしても信用格付とは明確に異なる。